

○個人情報保護委員会告示第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十七条の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定個人情報保護評価指針（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

個人情報保護委員会委員長 藤原 静雄

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
目次 [略] 第1 [略] 第2 定義 [略] [1～4 略] 5 情報連携 行政機関の長等の間の情報提供ネットワークシステムを使用する<u>利用特定個人情報</u>の提供の求め又は提供をいう。 [6～12 略] 第3 [略] 第4 特定個人情報保護評価の対象 1 [略] 2 特定個人情報保護評価の単位 特定個人情報保護評価は、原則として、法令上の事務ごとに実施するものとする。番号法の<u>別表</u>に掲げる事務については、原則として、<u>番号法の別表</u>の各項の事務ごとに実施するものとするが、各項の事務ごとに実施することが困難な場合は、1つの項に	目次 [同左] 第1 [同左] 第2 定義 [同左] [1～4 同左] 5 情報連携 行政機関の長等の間の情報提供ネットワークシステムを使用する<u>特定個人情報</u>の提供の求め又は提供をいう。 [6～12 同左] 第3 [同左] 第4 特定個人情報保護評価の対象 1 [同左] 2 特定個人情報保護評価の単位 特定個人情報保護評価は、原則として、法令上の事務ごとに実施するものとする。番号法の<u>別表第一</u>に掲げる事務については、原則として、<u>別表第一</u>の各項の事務ごとに実施するものとするが、各項の事務ごとに実施することが困難な場合は、1つの項に

必出条	必出条
掲げる事務を複数の事務に分割して又は複数の項に掲げる事務を1つの事務として、特定個人情報保護評価の対象とすることができる。<u>別表</u>以外の番号法の規定、番号法以外の国の法令又は地方公共団体が定める条例に掲げる事務についても、評価実施機関の判断で、特定個人情報保護評価の対象となる事務の単位を定めることができる。 [3・4 略] 第5 [略] 第6 特定個人情報保護評価の実施時期 [1・2 略] 3 規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用について (1) 新規保有時 規則第9条第2項の規定に基づき、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルを保有する必要がある場合は、<u>事後評価（特定個人情報ファイルを保有した後又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加えた後速やかに特定個人情報保護評価を実施又は再実施することをいう。以下第6の3において同じ。）を行うもの</u>とされている。 ただし、特定個人情報保護評価の目的が事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保であることを踏まえ、例えば、評価実施機関が新たに特定個人情報ファイルを保有する事務を行う場合において当該事務と本人の範囲及び特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスが類似する事務を過去に反復して実施しているとき等、	掲げる事務を複数の事務に分割して又は複数の項に掲げる事務を1つの事務として、特定個人情報保護評価の対象とすることができる。<u>別表第一</u>以外の番号法の規定、番号法以外の国の法令又は地方公共団体が定める条例に掲げる事務についても、評価実施機関の判断で、特定個人情報保護評価の対象となる事務の単位を定めることができる。 [3・4 同左] 第5 [同左] 第6 特定個人情報保護評価の実施時期 [1・2 同左] 3 規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用について (1) 新規保有時 規則第9条第2項の規定に基づき、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルを保有する必要がある場合は、<u>特定個人情報ファイルを保有した後速やかに特定個人情報保護評価を実施（以下第6の3（1）において「事後評価」という。）すること</u>とされている。 ただし、特定個人情報保護評価の目的が事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保であることを踏まえ、例えば、評価実施機関が新たに特定個人情報ファイルを保有する事務を行う場合において当該事務と本人の範囲及び特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスが類似する事務を過去に反復して実施しているとき等、

必出総	必出経
既に個人番号利用事務等として定着している事務を実施する場合は、当該特定個人情報ファイルの保有に一定の緊急性があるときであっても、原則どおり、<u>事前評価（特定個人情報ファイルを保有する前又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加える前に特定個人情報保護評価を実施又は再実施することをいう。以下第6の3において同じ。）を行うものとする。</u> また、事前評価が困難である場合についても、特定個人情報保護評価を実施することが困難であった状態が解消された時点などの適切な時期において、可及的速やかに事後評価を行うものとする。 （２）重要な変更 規則第9条第2項の規定に基づき、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルに重要な変更を加える必要がある場合は、<u>事後評価を行うもの</u>とされている。 ただし、特定個人情報保護評価の目的が事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保であることを踏まえ、例えば、評価実施機関が特定個人情報ファイルに重要な変更を加える必要がある事務を行う場合において当該事務と本人の範囲及び特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスが類似する事務を過去に反復して実施しているとき等、既に個人番号利用事務等として定着している事	既に個人番号利用事務等として定着している事務を実施する場合は、当該特定個人情報ファイルの保有に一定の緊急性があるときであっても、原則どおり、<u>特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施（以下第6の3（１）において「事前評価」という。）するものとする。</u> また、事前評価が困難である場合についても、特定個人情報保護評価を実施することが困難であった状態が解消された時点などの適切な時期において、可及的速やかに事後評価を行うものとする。 （２）重要な変更 規則第9条第2項の規定に基づき、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルに重要な変更を加える必要がある場合は、<u>特定個人情報ファイルに重要な変更を加えた後速やかに特定個人情報保護評価を再実施（以下第6の3（２）において「事後評価」という。）すること</u>とされている。 ただし、特定個人情報保護評価の目的が事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保であることを踏まえ、例えば、評価実施機関が特定個人情報ファイルに重要な変更を加える必要がある事務を行う場合において当該事務と本人の範囲及び特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスが類似する事務を過去に反復して実施しているとき等、既に個人番号利用事務等として定着している事

必出題	必出題
務を実施する場合は、当該特定個人情報ファイルに対して加える重要な変更^①に一定の緊急性があるときであっても、原則どおり、<u>事前評価を行うもの</u>とする。 また、事前評価が困難である場合についても、特定個人情報保護評価を再実施することが困難であった状態が解消された時点などの適切な時期において、可及的速やかに事後評価を行うものとする。 [第7～第11 略] 第12 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置 1 特定個人情報保護評価の未実施に対する措置 特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない事務については、情報連携を行うことが禁止される（番号法第21条第2項、第28条第6項）。特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない評価実施機関に対して、委員会は、必要に応じて、番号法の規定に基づく指導・助言、勧告・命令等を行い、特定個人情報保護評価の速やかな実施その他の是正を求めるものとする。 2 [略] 別表 [略] [様式1・様式2 略] 様式3 特定個人情報保護評価書（重点項目評価書） 表紙 [略]	務を実施する場合は、当該特定個人情報ファイルに対して加える重要な変更^①に一定の緊急性があるときであっても、原則どおり、<u>特定個人情報ファイルに重要な変更を加える前に特定個人情報保護評価を再実施（以下第6の3（2）において「事前評価」という。）するもの</u>とする。 また、事前評価が困難である場合についても、特定個人情報保護評価を再実施することが困難であった状態が解消された時点などの適切な時期において、可及的速やかに事後評価を行うものとする。 [第7～第11 同左] 第12 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置 1 特定個人情報保護評価の未実施に対する措置 特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない事務については、情報連携を行うことが禁止される（番号法第21条第2項第2号、第28条第6項）。特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない評価実施機関に対して、委員会は、必要に応じて、番号法の規定に基づく指導・助言、勧告・命令等を行い、特定個人情報保護評価の速やかな実施その他の是正を求めるものとする。 2 [同左] 別表 [同左] [様式1・様式2 同左] 様式3 特定個人情報保護評価書（重点項目評価書） 表紙 [同左]

改正後		改正前			
項目一覧 [略]		項目一覧 [同左]			
Ⅰ [略]		Ⅰ [同左]			
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要		Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要			
1. [略]		1. [同左]			
2. 基本情報		2. 基本情報			
[①～③略]	[略]	[①～③同左]	[同左]		
④記録される項目	<選択肢> [] 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	④記録される項目	<選択肢> [] 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上		
主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応番号 [] その他識別情報 (内部番号) ・連絡先等情報 [] 5情報 (氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先 (電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応番号 [] その他識別情報 (内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報 (氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先 (電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()		
	その妥当性			その妥当性	
	全ての記録項目		別添1を参照。	全ての記録項目	別添1を参照。
	[⑤・⑥略]			[⑤・⑥同左]	
[3. ～7. 略]		[3. ～7. 同左]			
(別添1) [略]		(別添1) [同左]			
[Ⅲ～Ⅴ 略]		[Ⅲ～Ⅴ 同左]			
(別添2) 変更箇所 [略]		(別添2) 変更箇所 [同左]			

改出後		改出前			
様式4 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）		様式4 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）			
表紙 [略]		表紙 [同左]			
項目一覧 [略]		項目一覧 [同左]			
I [略]		I [同左]			
II 特定個人情報ファイルの概要		II 特定個人情報ファイルの概要			
1. [略]		1. [同左]			
2. 基本情報		2. 基本情報			
[①～③略]	[略]	[①～③同左]	[同左]		
④記録される項目	<選択肢> [] 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	④記録される項目	<選択肢> [] 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上		
主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応番号 [] その他識別情報 (内部番号) ・連絡先等情報 [] 5情報 (氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先 (電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応番号 [] その他識別情報 (内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報 (氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先 (電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()		
	その妥当性			その妥当性	
	全ての記録項目		別添2を参照。	全ての記録項目	別添2を参照。
	[⑤・⑥略]			[⑤・⑥同左]	
[3. ～7. 略]		[3. ～7. 同左]			
(別添2) [略]		(別添2) [同左]			

改正後	改正前
[Ⅲ～Ⅵ 略] (別添３) 変更箇所 [略]	[Ⅲ～Ⅵ 同左] (別添３) 変更箇所 [同左]
備考 表中の「 」の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、様式３及び様式４の改正規定については、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する改正規定の施行の際現にこの告示による改正前の特定個人情報保護評価指針の規定により公表されている重点項目評価書又は全項目評価書（以下単に「評価書」という。）については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十八条第四項、特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）第六条第三項、第七条第六項、第八条、第十四条第二項若しくは同条第三項の規定により準用する同条第二項の規定により当該評価書の公表を行う日又は第十五条の規定に基づき当該評価書の公表を行う日のいずれか早い日までの間は、この告示による改正後の特定個人情報保護評価指針の様式３又は様式４にかかわらず、なお従前の例によることができる。